

## 公的関与が必要な森林の対象範囲（H29提言）

## 【公的関与が必要な森林（イメージ）】

区 分	定 義	備 考
①条件不利地 ※国の森林環境税(仮称)の対象	自然的・地利的条件により施業が困難な森林	・傾斜 30度以上 ・樹木平均成長量 5 m <sup>3</sup> /年未満 ・車道からの距離 1 km以上
②条件が不利な経済林	経済林のうち自然的・地利的条件により採算性が低く、施業が困難な森林	※具体的基準について要検討 (林業経営との関係において慎重な検討が必要)
③広葉樹 (里山、ブナ林等)	かつて薪炭利用等で手入れされていたものの、現在放置されている里山やブナ林等	※具体的基準について要検討
④集落管理の森林	集落が共有し管理する森林（管理者の高齢化等により手入れが行き届かない森林）	・生産森林組合所有林、記名共有林、財産区有林 ※具体的基準について要検討

<民有林（565千ha）の状況・内訳>

